

事務所だより

第40号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

助成金を活用しよう！

第5回

教育訓練講座の受講に関する給付金

今月は、教育訓練講座を受講する方への給付金について紹介します。

スキル

アップに

自分のもつ知識や能力を高め、在職中の方は職務に対するスキルアップを、

離職した方は再就職に必要な技能を身に付けることを目標とした『教育訓練講座(※)』をご存知ですか。

受講費用の負担軽減

一定の要件を満たす在职中の方(雇用保険の一般被保険者)または離職した方(一般被保険者

であった方)が、厚生労働大臣が指定している講座を受講して一定期限内に修了した場合に、本人が支払った教育訓練受講費用の一部をハローワークから給付金として受けることができます。

この給付金を『教育訓練給付金』といいます。

給付金の額は、受講生本人が支払った受講費用の二〇%(上限一〇万円、但し四千元を超えない場合は支給されない)です。

給付金を受けるには

給付を受けるためには、以下の要件をすべて満たすことが必要です。

◇ 受講開始日現在で雇用保険の被保険者期間(支給要件期間)が三年以上あること。
※初めて支給を受ける方は一

年以上あること。

◇ 在職中または離職した日から一年以上以内に受講を開始していること。

◇ 二回目以降の給付金申請の場合は、前回の給付金受給から三年以上経過していること。

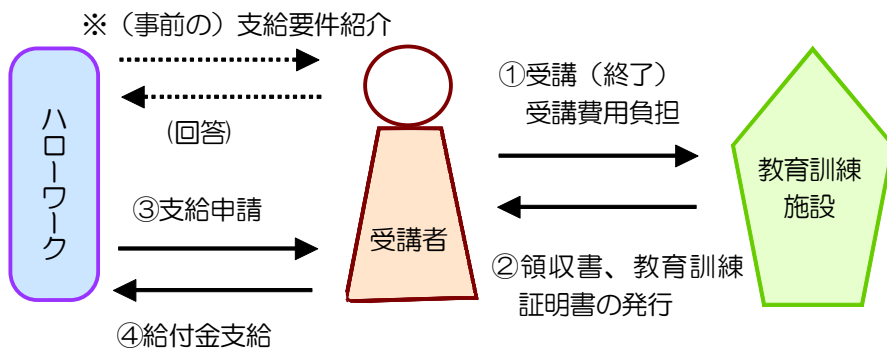
◇ 受講講座が給付金の対象であること。

◇ 受講講座が指定する期間内に受講修了していること

※ 教育訓練講座とは

教育訓練講座とは、職業教育や職業訓練を目的として、厚生労働大臣から教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練であることの確認・指定を受けている講座をいいます。

教育訓練給付の支給までの流れ



(厚生労働省ホームページより)

※ 支給要件照会・・・教育訓練給付金の受給資格の有無や受講希望講座が厚生労働大臣の指定を受けているかどうか照会することができます。

メールでご相談の方

メールアドレス
k-fujita@k-fujita-sr.com

FAXでご相談の方

FAX番号
075 (571)8611

相談ご希望の方は、連絡先・生年月日・性別・できるだけ具体的な相談内容を記載の上、左記の方法でご連絡ください。
お客様の個人情報、弊所の個人情報保護方針に基づき厳重に管理いたします。

※受付のみとさせていただきます。
回答は、受付日の翌々営業日となります。

二十四時間受付(※)しています

★ 行く時間がない方
★ 遠くて行けない方
ぜひご利用下さい

「ねんきん」
無料相談受付中

万一のことがあっても、黙って待つだけでは年金を受給することはできません。
年金事務所や年金相談センターに

全国労働衛生週間

六十三回目の

全国衛生週間

全国労働衛生週間とは、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する意識を高めるとともに、各職場での自主的な活動を促し、労働者の健康を確保することを目的とした取り組みを行う期間です。

九月一日から九月三〇日までを準備期間、一〇月一日から一〇月七日までを本週間として、各職場でさまざまな取り組みを実施していきましよう。

今年度のスローガン

今年度のスローガンは「心と体の健康チェック みんなで進める健康管理」です。

近年、長期間の過重労働が原因で健康障害やメンタルヘルス不調を発症する健康問題が表面化し、重要な課題となっています。そのため、労働者自身や雇用者等が健康管理を進め、心の健康を維持できる

職場を目指していきます。

取り組みたいこと

- ア、時間外・休日労働の削減と年次有給休暇の取得促進
- イ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ウ、健康管理体制の整備、健康診断の実施
- エ、労働衛生管理活動に関する計画の作成と実施、評価、改善（PDCA）
- オ、労働衛生管理に関する規程の点検と整備

社外への協力を求めよう

労働者へのケアは、専門的知識を必要とするケースが多々あります。社内ですら解決できない問題、外部の専門スタッフである医師や産業保健スタッフ等に依頼し、労働者にとってより良い解決方法を模索することが大切です。

厚生年金保険料率の変更

本年9月分（10月納付分）から
厚生年金保険料率が改定されます

厚生年金保険の保険料率が、平成24年9月分（同年10月納付分）から、0.354%（坑内員・船員は0.248%）引き上げられます。なお、平成29年9月まで毎年改定されることになっています。

厚生年金基金にも加入しているときは、基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、掛金等は基金ごとに異なります。

【厚生年金保険料率（厚生年金基金加入者を除く）】

	現 行	平成24年9月分 （10月納付分）から
一般の被保険者等	16.412%	16.766%
坑内員・船員	16.944%	17.192%

例えば、労働者数五〇人未満の事業場の事業者や労働者には、地域産業保健センターが労働者への面接指導を無料で提供しています。

今年の全国労働衛生週間に機に、労働衛生管理活動の促進を図りましょう。



九月の労務手続
「提出先・納付先」

- 一〇日
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
「公共職業安定所」
- 労働保険一括有期事業開始

- 届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
「労働基準監督署」
- 三〇日（一〇月一日期限）
- 健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

編集後記

消費税増税との抱き合わせで、八月一〇日に年金受給資格期間短縮が成立しました。平成二十七年一〇月施行まで三年余。「三年も待てない」「三年も先？」「三年待てば受給できる」と受け止め方は様々ようです。

（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611
e-mail
k-fujita@k-fujita-sr.com
URL <http://k-fujita-sr.com>